一般知識等・セレクト問題１

Date		Date		Date	
/		/		/	

著作権法におけるデジタル・コンテンツの取扱いについての次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1　写真撮影の際に、その対象とする事物から分離することが困難なために、創作行為に伴って当該写真等著作物に写りこんでしまった著作物について、その著作権者に無断でブログに掲載する行為は、著作権侵害となることはない。

2　著作権を侵害してインターネット配信されている有償の音楽・映像等について、その事実を知りながらダウンロードをしたが、個人的に視聴を楽しむためだけに行った場合は、権利者の許諾は不要である。

3　公立図書館が、図書館資料である美術に関する著作物の一部分の複製物について、その鑑賞を目的とする利用者の求めに応じて提供する場合は、著作者の許諾は不要である。

4　自己所有のコンピュータの修理を行う際、システムの破損など不測の事態に備え、そこに内蔵されている記憶装置・媒体に記録されている著作物を一時的にＣＤ－ＲやＤＶＤ－Ｒに記録し、修理後に元の記憶装置・媒体に再び記録することは、著作者の許諾なく行うことができる。

5　美術の著作物の原作品の所有者が、その原作品の譲渡を目的としてインターネットオークションに出品するために、当該商品の画像を自動公衆送信する行為は、著作権侵害となることはない。

正解 4

一般知識等・セレクト問題１「著作権法」

1　妥当でない

2012年６月に行われた著作権法改正により、いわゆる「写りこみ」に関する30条の２が追加され、「写真の撮影等」の方法によって著作物を創作するにあたって、当該著作物にかかる写真の撮影等の対象とする事物から分離することが困難であるため付随して対象となる事物にかかる他の著作物については、当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものであれば、当該創作に伴って複製又は翻案をすることができることになった（同条１項）。よって、著作権が制限される「写りこみ」の対象となる「付随対象著作物」とは、創作行為の対象となる事物から分離困難であるのみならず、当該写真等著作物における軽微な構成部分であることを要することから、この点が不明な本問においては、著作権侵害にならないとはいえない。

2　妥当でない

2009年の著作権法改正により、私的使用目的であっても、著作権を侵害してインターネット配信されている音楽や映像であることを知ってダウンロードする行為については、原則として罰則の適用はないが、権利者の許諾を要することになった（同法30条１項３号）。さらに、2012年の同法改正時に追加された119条３項により、私的使用目的であっても、有償で提供又は提示されている音楽や映像の違法配信からのダウンロードについては、その事実を知りながら行う場合は、２年以下の懲役又は200万円以下の罰金（併科も可）に処されることになった。

3　妥当でない

著作権法31条１項１号により、国立国会図書館や政令で定める図書館等が、利用者の求めに応じて図書館資料を用いて著作物を複製できる場合とは、その図書館資料である著作物の一部分の複製物の提供が、利用者の調査研究の用に供することを目的とする場合のみであり、鑑賞目的である場合は著作者の許諾が必要となる。

4　妥当である

本肢のように、機器の「保守」や「修理」のためにバックアップコピーを行う場合、その内蔵記録媒体に記録されている著作物は、必要と認められる限度において、当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録することができる（同法47条の４第２項）。

5　妥当でない

同法47条の２により、美術品や写真について、インターネットオークションなど対面で行われない取引をしようとする際に、その譲渡や貸与の申出のために商品画像の掲載（コピー又は自動公衆送信）をする場合は、著作権が制限される。ただし、「政令で定める措置を講じて」画像を送信する必要があるため、かかる措置を講じない場合には著作権侵害となることがある。

以上により、妥当なものは肢４であり、正解は**4**となる。